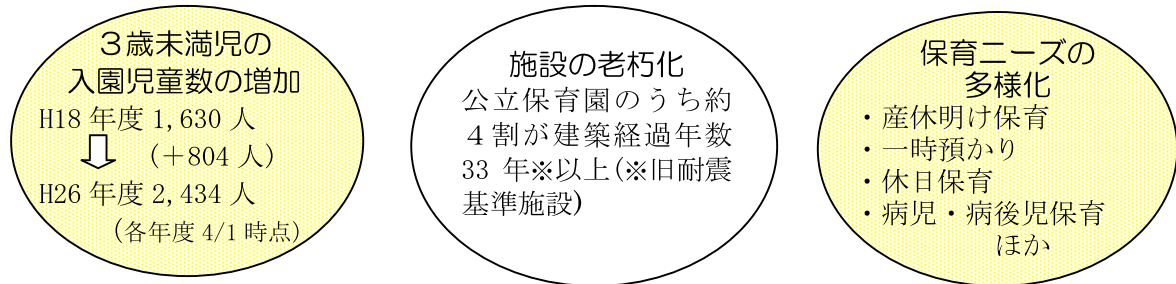


長岡市における保育に関する課題とその対策について

1 長岡市の現状



2 今後の対策(案)

(1) 認定こども園の推進

① 認定こども園とは

- 3歳以上児については親の就労状況に関係なく入園でき、幼児教育と保育を一体的に行う。
- 3歳未満児については、親の就労状況について審査のうえ入園でき、幼稚園の空き教室や職員等を活用し保育を行うことができる。

② 認定こども園の創設により期待できる効果

- 需要が増加する3歳未満児の受け皿の確保
- よりよい施設・環境整備が可能(国県補助金制度の充実)
- 幼児期から幅広い年齢の子どもたちと触れ合う機会の拡充

施設区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
保育園	保育が必要な児童のみ入園可(保育園しかない地域はこの限りではない)					
幼稚園				親の就労にかかわらず入園可		
認定こども園	保育が必要な児童のみ入園可			親の就労にかかわらず入園可		
地域型保育事業	保育が必要な児童のみ入園可					

(2) 地域型保育事業の推進【原則として3歳未満児が対象】

子ども・子育て新制度により創設された市町村の認可事業(条例制定必要)で、定員規模や対象により4つの種類がある。

種類	定員	備考
小規模保育	6～19人	従前の「保育園の分園」に類似
家庭的保育	5人以下	従前の「保育ママ」に類似
事業所内保育	定員なし 地域枠の設定可能 (備考欄参照)	【地域枠】 定員60人以下⇒定員の1/4～1/3 定員61人以上⇒20人
居宅訪問型保育	原則として1対1	障害児等に限定

(3) 公立保育園の民営化